

## 業界向上の爲め無定見な親方を塗装界から去らしめ!!!

我々千四百の技術職工は働いても生活が苦しいから我々の一番信頼して居た、親方達の組合と協調して相互の利益を圖る可く、御願したら。親方の組合も同意して我々は勞資協調の組合を起した。夫は五月初旬だ。親方は我々組合の協調委員に對して職人の手問賃、其他の要求すべき事は何の程度だと云ふ様な質問をした。我々は幾度となく理事、並支部長の會議を持つて眞剣に協議した結果、左の條文を提議した。賃銀は最低賃銀、二圓三十錢・最高三圓五十錢、出張旅費一式、現場へ行く交通費、傷害保證、公傷の場合は醫師入院其他の費用一式、親方負擔とし、家族の爲めに手問賃半日分を手當として支給されるか又は平常此經費を親方の組合員中に積立してもらふ様尙又公傷に依る死亡の場合は最低額三百圓也を親方又は組合にて支拂はれる様御願した。其他會員證の有効等を願ひ、八月十五日から實施して此實行猶豫期間を三ヶ月と定めた。之が所謂十一月十五日だ。其時總ての問題を解決すべく期待して居た。其後相互の組合で協力して約束を實行すべく相互組合員の獲得に努力したのだ。(諸兄)の親方未加入者整理も其一部だ。我々は期待に期待をした十一月十五日は來た。本部は此の十五日迄に業界の元老や對策委員を擧げ約束を可成良き返事で受ける可く努力したが。十一月十二日に速達で通知が來た。内容は左の如きものだ。

前略 十一月十一日本組合理事會に於て塗装工賃銀並に協定規約を左の如く改正致す事に決定相成候間此段及通告候也

### 改正の項

- 一、普通 賃 二圓十錢也
  - 一、地方出張の場合 運賃は往復、宿泊料は半額支給
  - 一、傷害の場合 將來は塗装工、一名に付き一人一錢以上の積立をなすこととし現在は相當の見舞金に止むる事
- 其他の條項は従前の通り 以上

昭和六年十一月十二日

東京 塗装 業 組合 本部

諸君！ 此回答書を見て我本部は相互立會審議會を要求し、千四百有餘の職工の生活苦難の實情を訴へて一願願んだが。同組合の幹部や 常任相談役は理事會で決した事だから諸君の生活はどうあつても今更變更出來ぬとの返答だ。之が期待を掛けた我々に對する最後の回答の全文だ。

此回答文を見た時！ 我々は「ハツキリ」自分の生活と自分の位置と將來を省りみなければならぬと思ふのだ。